

# 体の不自由な人の福祉ガイド(肢体不自由)

令和8年4月1日現在

真庭市役所 健康福祉部 福祉課

TEL 0867-42-1581

FAX 0867-42-1369

## ○補装具費(購入費・修理費・貸受け費)の支給

申請窓口:市役所 福祉課または  
各振興局市民サービス窓口

次の補装具が必要な場合、購入費等が支給されます。

補装具を購入・修理・借受けされる前に、必ず申請の手続きをしてください。

補装具の種類によっては、個々の障がい、生活環境に適応したものを購入するために、専門機関(岡山県身体障害者更生相談所 岡山市北区南方2-13-1)の判定が必要な場合があります。

利用者負担については、「1割負担(生活保護受給世帯・低所得世帯は無料)」となります。ただし、所得等に応じて月額負担上限額が設定されています。令和6年4月1日から障がい児の所得制限は撤廃されました。

※ 毎年、真庭市内や近隣自治体で実施されている身体障害者巡回更生相談でも判定を受けていただくことができます。

補装具の種類	内 容	判定	
義 手	装飾用、作業用、能動式、電動式があります。	判定必要 (来所又は巡回 更生相談での 判定)	
義 足	常用と作業用があります。		
装 具	四肢・体幹の機能障がいの軽減を目的として使用する補助器具。上肢装具、体幹装具、下肢装具、靴型装具に区分されます。		
姿勢保持装置	機能障がいの状況に適合させるため、体幹、股関節等を固定するための付属装置を装備し、安定した座位等の保持を可能にするもの		
車いす	普通型、リクライニング機構、ティルト機構、リクライニング・ティルト機構、手動リフト機構、前方大型車輪型・リクライニング式前方大車輪型、片手駆動型・リクライニング式片手駆動型、レバー駆動型、手押し型があります。		
電動車いす	頸椎損傷者等で、この車いすを利用することにより、残存機能を維持しながら、移動における負担の軽減が図れる方に給付されます。安全に操作できることが条件となります。		
車載用姿勢保持装置	機能障がいの状況に適合させるため、体幹、股関節等を固定するためのパッド等を装備し、乗車中の姿勢を保持することを可能にする機能を有する車載用の装置		
歩行器	下肢麻痺や下肢筋力の低下などにより歩行が不安定な者が、下肢の支持力を上肢で代償して移動するもの。		
起立保持具(障がい児のみ)	障がいの状況に応じて作成された立位を保持するための用具		自立支援医療 機関医師の作成した意見書 による。
排便補助具(障がい児のみ)	排便が困難な場合に座位排便を容易にさせるための用具		
歩 行 補 助 つ え	松葉づえ	1本の脚部と脇当て及び2本の側弓の間に一つの握り部を有するもの	判定不要 (補装具費支給 意見書必要)
	カナディアン・クラッチ	1本の脚部と一つの握り部、前腕カフ及び肘当てを有するもの。	
	ロフストランド・クラッチ	1本の脚部と一つの握り部、前腕カフを有するもの。	
	多脚つえ	3本以上の脚と握りを有するもの	
	ブラットホーム杖	1本の脚部と一つの特殊な形の握り部、水平の前腕指示部を有するもの	
重度障害者用意思伝達装置	重度の両上下肢及び音声・言語機能障がい者であって、装置によらなければ意思伝達が困難な方に支給されます。	判定必要 (訪問判定)	

\*補装具のほかに、障がいのある方の日常生活の便宜を図るために日常生活用具を給付します。

対象種目等は「真庭市障がい福祉ガイドブック」をご覧ください。(例:移動・移乗支援用具,住宅改修費)

## あなたの障がいは

上肢機能障がい 級

下肢機能障がい 級

体幹機能障がい 級

肢体不自由障がい(総合) 級です

## ○自立支援医療(更生医療)の給付

申請窓口:市役所 福祉課または  
各振興局市民サービス窓口

障がいに対し確実な治療効果が期待される医療に限り、医療保険自己負担分の一部又は全部を公費で負担する制度です。自立支援医療では、指定医療機関で治療を受けられた場合、原則として医療費の一割は自己負担となりますが、所得に応じて月額負担上限額が決められており、負担が重くなりすぎないようにしています。

次の医療が対象となります。

※原則として事後の申請は認められません。治療を受ける前に申請してください。

なお、手術部位に係る身体障害者手帳の障がい認定を受けた部位が、更生医療の対象となります。

合わせて、岡山県身体障害者更生相談所にて判定を受ける必要があります。

- 変形性関節症、間接リウマチ、代謝性疾患に基づく骨関節の変化、側弯症については骨切り術、人工関節置換術、関節形成術、骨移植術、機能訓練、治療用装具
- 不良切断端については断端形成術